

令和6年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和7年3月26日（水）
午前9時30分～午後0時05分
- 会 場： cocobunji プラザ リオンホール A

【委員】（敬称略）

- 石渡 和実（会長） 東洋英和女学院大学大学院 名誉教授
（識見を有する者）
- 土井 満春（副会長） 地域共同生活支援センター・レハイム 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）
- 佐々木 美知子 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 中山 恵子 国分寺市手をつなぐ親の会 事務局長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 樋口 牧子 国分寺あゆみ会
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 白木 昭憲 国分寺難病の会 会長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 菊池 美穂 立川公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
- 池田 みゆき 国分寺市障害者就労支援センター センター長
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
- 伊佐 素子 国分寺市地域活動支援センターつばさ 管理者
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 鈴木 七重 国分寺市地域活動支援センター虹 施設長
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 毛塚 和英 国分寺市地域生活支援センタープラッツ 地域生活支援部長
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 尾田 史剛 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
（国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者）
- 藤江 あや子 クラブかたつむり 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）

山本 剛 東京都立武蔵台学園 主任教諭
(教育に関する機関の代表者)

北邑 和弘 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長
(国分寺市社会福祉協議会の代表者)

長畑 達也 国分寺地域包括支援センターもとまち 管理者
(市内の地域包括支援センターの代表者)

石井 廣子 第二東京弁護士会 弁護士
(識見を有する者)

土井 直人 地域包括ケア担当 課長
(市の職員)

前田 典人 子ども発達支援担当 課長
(市の職員)

關 友矩 学校教育担当 課長
(市の職員)

【当日欠席委員】(敬称略)

小野 政雄 国分寺市民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員
(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)

尾形 佳代 東京都多摩立川保健所 地域保健推進第二担当
(東京都多摩立川保健所の代表者)

【事務局】(敬称略)

福祉部長(玉井 理加)

福祉部障害福祉課長(宮外 智美)

福祉部障害福祉課計画係長(伊藤 孝太郎)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課相談支援係長(齊藤 俊介)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係(豆塚 俊)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任(藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(江崎 祐子)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(大浦 志保)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(澤内 祐里)

司会・進行:石渡 和実(会長)

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況、配付資料の確認、新規委員の紹介等

2. 議題

- (1) 相談支援体制の充実・強化について
- (2) 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について
- (3) 次年度の協議会のテーマについて
- (4) 各専門部会の今年度の活動報告と今後の取組について

3. 報告等

- (1) 第2次国分寺市総合ビジョンの策定及び国分寺市地域防災計画の修正について
- (2) 国分寺市障害者基幹相談支援センター令和6年度研修等実績について
- (3) 協議会ニュースレターNo.16の発行について

4. 情報提供等

- (1) 新庁舎での窓口サービス向上に係る機器について
- (2) 地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座について

5. 事務連絡

- (1) 次年度の日程について

6. 閉会

次回開催

令和7年7月1日(火) 午前9時30分～午前12時

場 所：cocobunji プラザ リオンホール A

【資料】

- 資料 1 国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
- 資料 2-1 相談支援体制の充実・強化の取組について
- 資料 2-2 相談支援体制の充実・強化の取組実績について
- 資料 2-3 国分寺市における主任相談支援専門員の中核的な役割として実施した内容
(令和6年度)
- 資料 3 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について
- 資料 4 国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況
- 資料 5-1 令和7年度国分寺市障害者地域自立協議会のテーマについて(案)
- 資料 5-2 特定相談・一般相談連携機能強化支援事業について
- 資料 6 令和6年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動報告書
- 資料 7 国分寺市障害者基幹相談支援センター令和6年度研修等実績
- 資料 8 新庁舎での窓口サービス向上に係る機器について
- 資料 9 令和7年度国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール
- 参考資料 1 令和6年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書
(周知チラシ等)
- 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.16
 - 地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座

【開会】

石渡会長： ただいまから、令和6年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。まず、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局： 本日の自立支援協議会委員の出欠状況については、東京都多摩立川保健所の尾形委員、国分寺市民生児童委員協議会の小野委員は所用により欠席の連絡がございましたので、報告いたします。また、地域包括支援センターもとまちの長畑委員、地域包括ケア担当の土井委員は、遅参して出席と連絡がありましたので、報告させていただきます。

続きまして、事前に配布している資料については、事前確認をお願いしていただきましたので、本日は省略させていただきます。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いを説明します。本協議会は会議を原則公開とし、資料及び議事録も原則として公開させていただきます。皆さまのご発言を正確に記録するために録音いたしますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。また、議事の記録及び会議を円滑に進めるため、発言の際には「所属」と「氏名」を述べていただき、その後ご発言をお願いします。本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、ご承知おきください。

石渡会長： ありがとうございます。それでは次に、令和6年度自立支援協議会の委員に変更がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 令和6年度国分寺市地域自立支援協議会委員の変更について説明します。お手元の資料1をご覧ください。変更となりました委員は、国分寺あゆみ会の樋口委員、クラブかたつむりの藤江委員になります。なお、新任の委員の方の委嘱状は、事前に郵送させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

石渡会長： それでは、新任委員でいらっしゃる樋口委員と藤江委員から自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

樋口委員： あゆみ会の樋口です。当事者で、普段はひかりプラザの喫茶で働いています。よろしく申し上げます。

藤江委員： クラブかたつむりの藤江と申します。聴覚障害児の放課後等デイサービスをしています。よろしく申し上げます。

石渡会長： ありがとうございます。では次に、議題に入らせていただきます。

まず最初に（1）相談支援体制の充実・強化について、続いて（2）地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について用意いただいておりますが、内容が重なる部分が多いので、この2つを一括して協議したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： まず議題（1）今年度の自立支援協議会の年間テーマである「相談支援体制の充実・強化」の取組について説明します。資料2-1をご覧ください。こちらは、今年度の第1回の自立支援協議会で取組予定として示したのになります。

続いて、資料2-2をご覧ください。こちらは、今年度の取組内容を示したものです。前回の自立支援協議会で中間報告をいたしましたので、前回からの変更点について太字にして下線を引かせていただきました。本日は、変更点を中心に説明いたします。

まず、番号1他分野との連携強化に向けての取組については、教育分野、高齢分

野、子ども分野との連携をさらに深め、記載のようなさまざまな取組を実施いたしました。

続いて、番号2今年度から開始した主任相談支援専門員連絡会については、地域の相談支援体制において、主任相談支援専門員が中核的な役割として実施した内容を、資料2-3にまとめました。詳細は、資料2-3をご覧くださいと思いますが、内容は、相談支援専門員に対して指導、助言等のサポートや研修の実施、実習への対応などさまざまな場面で、相談支援の質の向上に尽力いただきました。

続いて、資料2-2にお戻りいただきまして、番号3相談支援体制検討プロジェクトチームについては、市と個々の相談支援事業所で協議した結果、複数の事業所で令和7年度から人員体制の強化を実施する予定となりました。番号5相談支援事業所連絡会での新規利用者の受入れについては、新規で計画相談を希望する方が契約する相談支援事業所が見つからなかった場合に、相談支援事業所連絡会で対応可能な事業所がないか確認する取組を進めた結果、今年度希望した方の97.9%の方が相談支援事業所と契約することができました。

続いて、議題の(2)地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の説明に移ります。資料3をご用意いただければと思います。国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、国分寺市障害福祉計画、障害児福祉計画において平成30年度に位置付けた地域生活支援拠点等が有する機能をさらに充実させるため、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を継続すると規定しています。その中で成果目標として、自立支援協議会において各年度に1回地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行うこととしていることから、令和3年度より各年度の第3回の自立支援協議会において、検証及び検討を実施させていただいています。資料3については、これまでの毎年度の資料を更新したもので、今年度新たに委員に就任された方もいますので、改めて資料の説明を一通りいたします。資料では、国が示す地域生活支援拠点の5つの機能各々について、国分寺市の拠点機能及び運用状況、課題、特記事項(令和6年度取組内容)の順に記載しています。

まず、国分寺市の拠点機能及び運用状況については、これまででも示してきました資料4の国分寺市地域生活支援拠点の整備状況の内容をそのまま落とし込んでいます。なお、今年度相談支援事業所が1箇所閉鎖しましたので、9箇所となっています。資料3の国分寺市の拠点機能の一番下の地域の体制づくりの部分が10箇所となっておりますが、9箇所の誤りです。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

次に、課題に関しては、事務局で把握している主な課題をあげています。

最後に、特記事項に関しては、令和6年度の実績内容を記載しています。まず、相談の機能については、先ほど説明させていただいた相談支援体制の充実・強化の取組と重なっていますので、説明を割愛いたします。

次に、緊急時の受け入れ対応に関しては、コロナウイルス対応も含めた緊急入所保護事業を継続していますが、本年度の実績はありませんでした。

続いて、体験の機会・場については、グループホームのピア国分寺で3ヶ月程度、1人暮らしの体験が可能なミドルステイを昨年度より開始していますが、今年度は実績がありませんでした。実績が無かったことに関しては、今後検証を行いたいと考えています。また、公民館事業への障害のある方の参加促進や地域移行等支援に向けての協議や取組を実施いたしました。

続いて、専門的人材の確保・養成に関しては、記載の通りさまざまな研修を実施し、人材の養成を進めてきました。

最後に、地域の体制づくりに関しては、他分野との連携、障害福祉分野の中でも、事業所間や相談支援専門員間の連携等、連携の強化をいかして、障害のある方への支援の質の向上に繋げてきました。

以上、議題（１）及び（２）に関して、委員の皆さまより意見をいただければと思います。説明は以上となります。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。いろいろなことが進展していると思うのですが、各々関わっている委員の方から、さらに踏み込んだご意見等をいただきたいと思いません。

それでは、基幹相談支援センターの尾田委員、まずお願いいたします。

尾田委員： 私からは、他分野との連携強化に向けての取組についてお話ししたいと思います。

前回の自立支援協議会で、社会福祉協議会の北邑委員から社会福祉協議会と地域包括支援センター、基幹相談支援センターの三者による意見交換会を開始したことを報告していただきました。今回は、3月上旬に実施した、子ども家庭支援センターと市障害福祉課、基幹相談支援センターの三者での意見交換会に関して報告いたします。この意見交換会では特に、要支援家庭の支援に関して、子ども家庭支援センターと市障害福祉課の連携に関する課題と今後の連携の在り方に関して意見交換をしています。課題としてあげられた点が2点あります。1点目は、要支援家庭の支援方針を検討していく場に障害分野の支援者が参加していないこと。2点目は、複数の支援者が関わっていくなかで、支援の軸すなわちイニシアチブをどこが取っていくのかということが、曖昧になってしまっていることです。

1点目の課題に関しては、相談支援専門員に依頼がくる時は、サービスの利用ありきで依頼がくることが多々あります。本来の相談支援専門員の役割として、利用者のアセスメントをして、そのアセスメントを通して利用者のニーズを把握したり、家族や関係者との調整を図り、サービス利用を一緒に考えたり、利用者の生活全体をマネジメントすることが役割にあると思います。しかし、支援方針を検討する場に参加していないことで、利用者や家族の全体像が把握できていなかったり、サービス利用の妥当性や障害分野の支援者としての意見等が方針に反映されず、相談支援専門員としても対応に苦慮するということがありました。また、個人情報の取り扱いとの兼ね合いもあり、連携や情報共有といった部分でもスムーズにいかないことがあるということでした。その上で、今後の連携の在り方として、要支援家庭のケースの支援方針を検討する際に、まず、子ども家庭支援センターから市障害福祉課に情報共有していただき、連絡は係長同士の間で実施していくことを確認しています。実際に支援が開始されていくなかで、支援の軸に関しては、どこが持つのが良いのかという部分では、子ども家庭支援センターが望ましいのではないかという意見も出ています。

また、その他の課題として、就学前までは母子保健で両親の不安によりそうなど手厚く支援をしてもらえるのですが、就学後は、その支援をどこが担っていくのかという課題もあげられていました。

今回話し合った内容に関しては、主任相談支援専門員をはじめ、各相談支援事業所の相談支援専門員にも共有を図り、連携の在り方に関しても意見をいただきながら、状況に応じて今後も意見交換の場を改めて設けていきたいと考えています。

石渡会長： ありがとうございます。子どもの場合は、成長発達段階の変化と共に、どのように相談を継続していけるかの難しさもお話を聞いていて思いました。良い連携ができつつあると感じました。

それでは、続いて主任相談支援専門員連絡会の状況について、毛塚委員からお願いいたします。

毛塚委員： 主任相談支援専門員をしている関係もあり、報告をさせていただきたいと思いません。

資料 2-3 になります。①の部分で相談支援事業所連絡会を毎月 1 回実施してきました。

主任相談支援専門員の役割として、自治体の相談支援専門員の質の向上や対象者の方の課題をまちの課題として吸い上げ、まちづくりに寄与することがあります。そのため、国や東京都として地域の事業所に主任相談支援専門員を配置することが望ましいと共に、主任相談支援専門員と基幹相談支援センターの役割が合致するため基幹相談支援センターにも配置することが望ましいと言われていています。国分寺市は、いち早く配置した点は大変評価ができていると思っています。基幹相談支援センターが事務局を担い、毎月実施することができました。内容に関しては、記載にある通りです。定期的に主任相談支援専門員連絡会を開催し、相談支援専門員の課題を逐次吸い上げ、月 1 回の相談支援事業所連絡会で共有する。その場には、市の担当者もいるので、市としての考えを聞き、地域としてやっていきたいことを随時確認できたので、事例勉強会の共同企画や近隣の医療機関との合同研修会も実施できました。主任相談支援専門員連絡会があることで、ボトムアップが可能になったと思いますので、来年度も続けていくかたちを今考えています。逐次、現場で働いている相談支援専門員や市民の方の課題を吸い上げ、すぐに実行できる形で回していけたらと思います。

石渡会長： ご説明ありがとうございます。このように連携が取れているのは大きいなと感じました。

それでは次に、前田委員からつくしんぼの相談支援体制の強化に関してお話をいただきたいと思いません。お願いいたします。

前田委員： これまでも、自立支援協議会でつくしんぼの児童発達支援センターへの移行に関して報告いたしましたが、その後の進捗状況をまず報告します。

つくしんぼは、予定通り昨年 11 月に児童発達支援センターに移行しました。新規に保育園、幼稚園に通うお子さんを対象にした並行通園の週 1 回の児童発達支援事業を週 3 クラス新設すると共に、保育所等訪問支援事業を開始しています。これまで以上に、地域の中核的な児童発達支援の施設として、市内の発達支援に関係する機関に対しても、発達支援に有益な情報を積極的に発信し、また研修会を実施する。関係機関と連携して、地域の発達支援の充実に努めていきたいと考えています。具体的には、支援者向けの研修会に関しては、つくしんぼで実施してきた内部研修も含めて、他の関係団体にも広報して参加いただき、地域で一緒に発達支援ができるように、研修を実施していきます。

また令和 7 年度は、市民ニーズの高い専門相談の回数を年間 27 回から 48 回に拡充しています。これまで相談支援事業所に関して、市民の皆さま、関係団体の皆さまにもご不安とご迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ありませんでした。その点に関しては、4 月より 3 名の相談支援専門員を配置して運営します。

今後とも児童発達支援センターとして、中核的な機能を果たせるように皆さんと連携をして、地域の体制づくりに関わっていければと思っています。よろしくお願いいたします。

石渡会長： ありがとうございます。発達障害児への支援は、いろいろニーズが高まっていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今3名の委員の方から相談の状況に関してお話をお聞きしましたので、相談する立場でもある当事者の委員の方からご意見をお聞きしたいと思います。まず、佐々木委員からお願いしてよろしいでしょうか。

佐々木委員： この自立支援協議会で、特に相談のことを大変一生懸命取り組んでくださっていて、内容が非常に充実してきたと思います。特に、防災に関してや相談支援が受けられない方に関して、この場で話し合っただけで、実際相談が受けられない方たちの課題を解決したことは、素晴らしい取組だと思っています。また、私がこの場で話した福祉用具の利用要件の見直しも、実はいろいろ取り組んでいただいています。市もこの協議会の話をも反映して、身体障害者の方の福祉の向上に努力していただいたことが実際に実績としてあがり、大変ありがたいことだと思います。

一方で、国の方向としても、子どもや低所得の人、医療、難病の方は、身体障害者手帳を取得する前の段階での相談と連携がうまくいくように、どこの自治体もワンストップでここに相談をすれば全てのサービスに繋がるという取組を熱心に行っています。また、ITの活用を推し進めている地域も多く、その部分で国分寺市は少し弱く、遅れていると思う部分も多くあります。例えば、資料3にあります相談の一番右の特記事項（令和6年度取組内容）で、「介護保険優先利用がより個別性に即したのになるとともに」という部分が、私の伝え方が不十分であったと思います。個別性に即したというのは、一見聞こえが良く個別に相談すれば取り組みますということですが、個別に相談する力がない方や人によりサービスが違ってくるようになってきていると思います。実際に、私どもの協会で受ける相談で最も多い相談が、介護保険と障害福祉サービスの問題をどのように解決したら良いかです。ケアマネジャーから年間で数多く相談をいただいています。その中で、介護保険のケアマネジャーは、障害福祉サービスがわからず、逆に、皆さんが介護保険のことを説明されてもストンと落ちないと思います。このような状況でうまくいっていないと感じています。個別に即したのようになることが良いことでもありますが、市として原則どのようにしていくかを打ち出していく。打ち出していかなければならない意識を持つことが大事だと思います。例えば、何回か申し上げていますが、杉並区では本人が希望すれば70歳代や80歳代でも障害福祉サービスを使えるという原則を出しています。国立市では、64歳までは障害福祉サービスを中心に考える原則を出しています。特に、精神障害の方に関しては、65歳を過ぎても障害福祉サービスを中心にする方針を出しています。逆に、介護保険が使えると合っていると思っても、介護保険をうまく絡められず困ったことも起きていますが、市の方針として障害者の64歳までの方と65歳を過ぎた方のケアをどのようにするか、基本方針が非常に明確になっているので、今後の課題として取り組んでいただきたい。声の大きい人が障害福祉サービスを受けられ、声の小さい人は介護保険になる状況が解消されていくと良いと思っています。障害のある人にとって福祉サービスはインフラです。例えば、先ほどミドルステイの利用が無かったということですが、ミドルステイができたかできないかということが、暮らしそのものだけで

はなく、人生そのものに関わることであったり、サービスが生活に欠かすことのできないもの、人生を大きく変えるものであるということです。これは、私たちの生活に欠かせないガスや水道と同じ重みを持っているものだと思います。そのようなことが解消されていくように、私たちも市の中でしか協議できないと思うので、身体障害者福祉協会として他市やその他の区市町村の状況も調査して、今後も意見を伝えていきたいと思っています。

一点 IT 化が進まないことが気になっています。親の会からショートステイを使う時に各所に電話をしなければならず、親の負担が大きいとの意見が出ていたと思います。解決しなくても、この場で課題として載せ続け、検討課題として出た意見は載せていただきたいと思います。

石渡会長： 大変大事な思いとご指摘をいただきましてありがとうございました。介護保険との関係は難しいと思いました。

それでは、ショートステイの話が出ましたが手をつなぐ親の会の立場から中山委員お願いいたします。

中山委員： 相談支援専門員を増やす取組の成果が徐々に表れている様子で、良い方向に向かっていると感じました。新たに計画相談を希望したほとんどの人が、相談支援事業所と契約できたとのことですが、自らセルフプランで計画を立てると決めている保護者がどの程度いるのか気になっています。計画相談の新規の依頼があると基幹相談支援センターから相談支援事業所に一斉メールが送られ、相談を受けられないかとの打診があり、受けられる事業所が手をあげる方式とのことですが、自分でセルフプランを選択した場合には、相談支援を必要としている人としてカウントされていないということになるのだと思います。幼少期の子どもを持つ当会の会員から、「セルフプランは難しいのか」と質問を受けました。来年度から放課後等デイサービスを使いたいため市障害福祉課に手続きに関して相談をしたら、相談支援専門員に利用計画を書いてもらうか、自分で作成するか、どうしますかと聞かれたそうです。この協議会でも何度か申し上げてきたと思いますが、知的障害や発達障害のある子どもが、幼少期にスモールステップで目標を設定し、丁寧な支援を受けられたかどうかということが、その後の成長に大きく影響すること、幼少期にじっくり相談できる場所があること、必要な支援を的確に選択していくために相談支援専門員と繋がること、非常に大切なことだと当会の会員などには伝えていきます。初めて障害のある子どもを育てている幼少期の子どもの親が、相談支援専門員と繋がることの大切さをわかっているはずがないと思います。先ほど、尾田委員も話していましたが、放課後等デイサービスを自分で探して契約できることになり、受給者証を発行してもらうためにサービス等利用計画が必要という認識が皆さんの中にあると思います。それでも一度相談支援専門員と繋がれば、その後さまざまなサービスを利用する時に相談ができるようになりますが、放課後等デイサービスを決めるために相談をするというのが本来の相談支援の入口ではないかと思っています。幼少期の障害のある子どもの保護者に相談できる場所があること、相談支援専門員に関して丁寧に知らせて、セルフプランを選んだ場合にどのような差が生まれるのかを保護者が理解した上で選択できるようにして欲しいと思います。親亡き後を見据えると、相談支援専門員はなくてはならない存在だと思っています。親の会としてもその部分の啓発をやっていきたいと思っています。

石渡会長： 中山委員ありがとうございました。他の自治体では、子どもに関してはセルフプラ

ンが多いという話を良く聞きますが、相談支援専門員と繋がっていることの重要性をお話いただきました。このあたりで事務局から何か情報補足があれば、後ほどお聞きしたいと思います。

それでは次に、あゆみ会の樋口委員、初めての参加で恐縮ですがどうぞお願いいたします。

樋口委員： あゆみ会の樋口です。当事者の立場としては、相談員の方々が研修や努力されていることがとても良くわかりありがたいと思いました。ミドルステイの実績がないことが残念で、希望者がいなかったのかどうなのかと思います。

精神障害の場合、年齢がある程度上がり少しのきっかけで発症する人が多いので、例えば病院に行きケースワーカーと繋がり、サービスの内容を知ることはあるのですが、サービスの内容まで把握している人は少ない場合が多いと思います。また、相談員が少ないこともサービスありきで、受ける側のニーズを汲み上げられないことが問題になっている部分もあるそうなので、相談員が少ないことが影響しているのではないかと思ったりもします。相談を受ける側と、相談支援をする側の相性があると思うので、これからもゆとりのある体制をつくっていただいて、きめ細かな福祉サービスを行えるようにお願いしていきたいと思います。

石渡会長： ありがとうございます。ミドルステイの利用がなかった点は、先ほど佐々木委員からも出ましたが、グループホームの利用が広がっているからでしょうか。

それでは、難病の会の立場で白木委員からお願いできますか。

白木委員： 私どもは、昨年11月に難病に関する学習会を開き、いろいろ見えてきたことがありますので、ご報告とお願いを申し上げます。

昨年11月に東京都と国分寺市に全面的な協力をいただきまして、東京都立多摩図書館で開催いたしました。より広く市民の方に理解していただきたいという大きな目的がありましたので、広報は国分寺市の市報掲載とチラシを500枚程作成し、全公民館それから関係諸団体に広くお願いして実施いたしました。講座のメインは、まず1つは、先ほども申し上げたように、できるだけ多くの市民に障害に対する理解を広げていただくための講座として、講師に東京都医学総合研究所の主任研究員の方にお越しいただきました。2つ目に、実際難病のある方の受け皿組織に対する認知いわゆる理解をよりの確に進めるための講座としまして、東京都多摩難病相談室の難病相談支援員からお話をいただきました。それ以外に、補足的に実際に難病を患っている方の体験談の内容で行いました。アンケートを実施し、見えてきたことは、共生社会という意味で市民に広く理解してもらうのは、難しいと感じました。精一杯の広報活動を行い、市や東京都にも協力していただきましたが、市民の参加は期待以上にはありませんでした。これから何をやるべきかが特に大事だということで、アンケート等も行いました。そこで出てきたことが、まさに今日のテーマに繋がっています。1つ目は、学習会以降、非常に問い合わせが増えました。それから、実際に入会された方もいます。窓口を設置して、看護師が対応しています。相談はほとんど電話です。今、申し上げたように学習会の結果として、市民への浸透という目的は、まだということを感じました。2つ目に、現在ある組織をどのように活用するかという点で、受け手の方が良く理解していないという実態が出てきました。今後、次の段階を令和7年度は考えたいと思います。

1つ大きな課題に直面しています。実は、私どもは言語リハビリ教室を開催してい

ます。市障害福祉課の広報に入れていただいています。国分寺市の協力、支援を得て毎週月曜日に市のセミナールームを借りて、私どもが運営管理をしています。順調に実施しています。若い方や病気を患った方、就学前のお子さんの両親からの問い合わせが、想像以上に多いです。言語リハビリ教室は、言語聴覚士と看護師、スタッフ等で運営しています。多くの内容はできないため10名を限度としています。その中で、最近特に多いのは相談や具体的な話です。非常に面倒見の良い言語聴覚士が窓口等踏まえて対応していて、子どもの場合は見学に来ています。また、就職したが言葉に関して悩みがある方も相談に来ています。正直言いまして、これ以上の対応が難しいということで市障害福祉課とも相談をして思うのは、まさに今日のテーマそのものですが、どこに相談して良いかわからないという方が一番多いということです。また、職場での悩みです。これだけ電子化されても、電話対応はどこの職場でもあるようで、その対応に非常に不安があるようです。私は、随分前に現役を引退しましたが、今職場の中にそのような方がいるということと、子どもの場合は苦労しながらどのように就学に対応していくかということに関して悩んでいる両親も多くいます。そこで、今日是非お願いしたいのは、皆さんが気楽に相談できる、まさに今日のテーマに繋がる窓口を、もう少しわかりやすくする。現状を鑑みて国分寺市とそれから関係する団体と私どもが相談窓口を明確化して、そしてそれを繋いでいく。まさに、この季節ならではの課題を一番痛感しています。是非今もご協力いただいている市と関係機関が連動して、社会の要請に対応できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

石渡会長： 丁寧なご説明ありがとうございました。難病の会という立場でありながら、就学や就労までいろいろな相談にのっていらっしゃるということでした。相談機関の連携などのお話もいただきました。今4人の委員の方から大変重い、かつ大事なご指摘をいただきましたので、障害福祉サービス事業所の管理者でもある、土井副会長からまとめた整理をお願いします。

土井副会長： 副会長を仰せつかっています。まとめて事前に準備ができないので、しっかり今聞かせていただき、雑駁な話になるかも知れませんが話をさせていただきたいと思います。今、白木委員が言われた難病の会の啓発事業で、学習会の取組をされている。会自体に多くの来場はご期待されるほどいなかったかも知れませんが、啓発することにより、そこにいられた方が同じ悩みを持つ人などに伝播していき、いろいろな問い合わせがくることも大いにあると思います。是非今後も周知など関係団体の協力で継続していただきたいと思います。

そして、中山委員の話とも重なりますが、就学前の問い合わせに関して、どうしても今も相談支援体制というのは、相談が後付けになっているという面は否めないです。最初はどうしても児童ですと、児童発達支援等からサービス利用を始める方が多いと思います。両親が一生懸命インターネット等を駆使して調べ、まずは事業所に飛び込んで見学をし、利用するために相談支援専門員にという話になります。家のある程度建て始めたなかで、設計の人に相談しようというような話になり、本来はやはり違うわけなのです。先ほど中山委員が言われた放課後等デイサービスを使いたいといった時に、相談支援専門員に計画を立ててもらいますか、セルフプランにされますかという点ですが、一番最初の使う前にどうしたら良いのだろうという漠然とした不安であるとか、悩み、どのようなサービスが向いているのかという時から、例えば相談

支援専門員、現状地域活動支援センターなどで相談にももちろん応じるのですが、今までサービスを利用したことがない人に関しては、まだ情報がないという部分も大いにあると思います。何とか今、相談支援の方がどうしても必要な量を満たすというか、何とか相談支援専門員を付けることで必死になっている。これも本当に一生懸命やって良いことですが、ここから先は理想と言われるかも知れませんが、これから相談支援を使うかもしれない、福祉サービスを考えようという人が、その場で実際に事業所に行く前に、例えば相談支援等と繋がる環境が何か作れば、より理想に近づくのではないかと。そのためには、まず量を確保するということが大前提になると思います。先ほど樋口委員が言われた、量がないといろいろ相性であるとか余裕を持った細やかな気配りに基づく支援等もできない部分もありますので、いろいろ難しい面もあるとすると、まずは量を頑張らなければいけないと思います。そして、佐々木委員が言われた福祉用具の例をあげましたけれども、協議会等や各部会などで議論されていることですが、やはり全部いっぺんにはいきませんが、少しずつ実を結んでもあります。相談支援のセルフプランの減少に関しても、例えば、この相談支援部会や各団体からの陳情や施策推進協議会で提起された問題に対して市としても令和8年度までに望まないセルフプランをゼロにしましょう、そのためにこういったことをやっていきたいと思います、いわゆるその施策として反映されてくるという、まさに醍醐味だなと思いますので、このような機会での意見は、我々事業者としても大切にしていきたいと思います。

そして、それ以外のことで言いますと、先日当法人で厚生労働省の社会援護局障害保健福祉部の主管課長会議という資料が毎年流れてきます。これに令和6年度のいろいろな実績等も載っているのですが、その中に全国のセルフプラン率、令和6年度3月末時点でどれくらいセルフプランであったかの資料も流れてきたのですが、東京都は計画相談のセルフ率が17.6%、障害児にいたっては47.8%です。それに対して国分寺市はどうかと言うと令和6年3月末の時点ですけれども計画相談の方が5.7%、児童が33.2%と東京都のセルフプラン率を下回っている。これは、非常に努力されていることだと思います。先ほども報告がありましたように、新規で計画相談を希望する方の97.9%が相談支援専門員に繋がりました。これは非常に皆さんの努力のお陰でありまして喜ばしいことですが、ただし厳しい言い方をされる人に言わせると、新たな出血が止まったばかりではないのかと。今までセルフプランでやってこられている方や、まだモニタリングなど十分ではない方もいると思います。まずは量を確保していく必要があり、その点も反映されていかないと。そのなかで次年度、国分寺市として先ほど成果で説明された複数の事業所で人員体制を強化できました。これまで望まないセルフプランであった方と新規の方も引き続き望まないセルフプランにならない取組が少しずつ進んでくるのではないかと思います。ただ、年々全国的に見ても、相談支援の希望者は増えています。相談支援専門員の養成という新任研修、現任研修も一生懸命行っているのですが、それが利用希望の方を上回るほど増えているかという厳しい状況だと思います。ですが、今後も更なる人材の確保というのが必要になってくると思いますが、主管の会議等で書いてあるのは、少し腹が立っているのですが、令和6年度のサービス報酬改定で計画相談、障害児相談に関しては、基本報酬各種加算の新設拡充が図られ、計画相談支援事業所の安定した経営に寄与しているとも言っています。それは誰が言ったのだらうと思いますが、その中であとで

書いてあるのですが、令和7年度の障害者総合福祉推進事業として、サービス等の報酬改定による影響等を把握するという、今後の各自治体に各種アンケート調査とヒアリングの調査を実施することが書かれています。ここは是非我々としても実態はこうですと声を上げていかなければならないと思っています。

来年度以降も令和8年度のセルフプランゼロに向けて、その人材の確保もしなければならぬ、いろいろな工夫も必要だと思いますが、上手くいっている自治体や都道府県などの成功事例も研究しながら厳しい道だとは思いますが、皆さんの協力をいただいで進んでいければ良いと思います。

石渡会長： 土井副会長ありがとうございました。今セルフプランに関して東京都と国分寺市の比較などもいただき国分寺市は頑張っていると思いますけれども、相談は地域生活の要、相談がなければ地域の暮らしが成り立たないと思います。是非、今後も相談支援の充実という部分は、皆さんのお力をいただきながら検討をさらに進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、まず1番目の相談支援それから地域生活支援拠点等に関しては、ここまでとさせていただきます。まだ長丁場になりますので、各自トイレ等随時対応ください。引き続き次のテーマ(3)次年度の協議会のテーマについてということで準備をしていただいています。この点もまた非常に大事な議題になりますので、是非皆さまからのご意見もいただきたいです。

では、まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： 資料5-1をご覧ください。過日、副会長および各専門部会長に出席いただいた事務局会議、会長との事前打合せを実施し、そこでの協議を踏まえ、次年度の協議会のテーマは、「障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進を図る」とさせていただきますと考えています。

地域移行支援については、これまで精神保健福祉部会の作業部会である地域移行等支援連絡会で、近隣市の精神科病院との連携や退院意欲喚起のツール作成などの取組、相談支援部会については、施設入所者の地域移行に関するニーズ調査に向けての検討を実施してまいりました。来年度は、現行の取組をさらに深化させると共に、新たな取組を実施してまいりたいと考えております。資料には、現時点での取組予定を記載させていただきました。

まず、施設入所者の地域移行に関するニーズ調査に関しては、実施方法や質問事項等の検討を継続し、令和7年度中に調査を開始する予定です。本人の意思決定をどのように支援していくかが重要であると考えていて、可能であれば先行している自治体にヒアリング等を実施したいと考えています。

2つ目の黒丸ですが、令和7年度より新規事業として、特定相談・一般相談連携機能強化支援事業を実施します。詳細は、資料5-2をご覧ください。障害のある方の地域移行を促進するため、相談支援事業者が関係機関等と連携して活動するための経費を補助します。相談支援事業所は、サービス等利用計画の作成や地域移行支援のサービスを提供するなどを行わないと報酬を得ることができません。しかし、現状は地域移行支援においては、実際に報酬を得られる段階になるまで一定期間、さまざまな支援を行っていただいている実態があります。本事業において、報酬算定外となっている支援に対して補助を行うことで、相談支援事業所の地域移行に関する取組を後押ししたいと考えています。

続いて資料 5-1 にお戻りいただいて、3つ目の黒丸ですが、地域移行を希望する方がいても、受入れ施設が見つからなければ、地域移行を進めることはできません。施設とのマッチングや施設の確保に向けてどのように取り組んでいくと良いか検討を進めていきたいと考えています。

次の黒丸ですが、地域移行等支援連絡会において、引き続き精神科病院に入院中の方の退院に向けた仕組み作りを進めます。

最後になりますが、障害福祉計画について、地域移行に関する成果目標をいくつか設定していますので、目標達成に向けて着実に取組を進めます。

以上が資料の説明となります。来年度は、本テーマでご了承いただきますよう、協力のほどよろしくお願ひします。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。事務局との打合せで来年度のテーマを地域移行にするとお聞きした時、私は感激をしました。最後の説明にありましたけれども、各々の自治体で成果目標ということで地域移行者数をあげるのですが、ほとんど実現できなくて虚しい思いを実感しているところですので、国分寺市が協議会のテーマにして確実な成果をあげていけるように是非皆さん協力していただきたいと思います。私が最初に言うてはいけませんけども、このテーマは実現に向けていろいろ国分寺市としてやっていけたらと私は思いました。

では、委員各々の立場でどのようにお考えになるか。最初に手をつなぐ親の会の中山委員からお聞きしてよろしいですか。

中山委員： 施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域移行のニーズをしっかりと調査して欲しいと思いますが、重度の知的障害の人が地域での生活がどのようなものかをイメージして、希望していくことができるのか、実体験することも難しい状況にあると思います。過去の体験から想像することができるのか気になりました。どのように調査をするのか調査の仕方、聞き取り方について十分に検討した上で進めていただきたいと思います。

重度の障害者が入居できるグループホームが増えないなかで、市が昨年度調査した結果では、すぐにでもグループホームに入居したいと思っている重度の障害者が市内に20名近くいるということです。その方達と地域移行で地域に戻ってくる方もいて、どのように受入れをしていくのか、地域移行を進めるにあたり、市としても重度対応のグループホームの増設など、受け皿の確保に実効性のある取組をしていただきたいと思います。一度施設に入所したら地域に戻ることは相当難しいとわかったうえでも、強度行動障害などの重度の知的障害の方が都外施設へ入所することを選択しているというのが今でもあるようです。地域移行を進める一方で、また重度の知的障害者が新たに都外施設に入所していくことがないと良いと思います。

石渡会長： 中山委員、大事なご指摘ありがとうございます。自分の思いを伝えにくい重度の方の意思決定支援や受け皿であるグループホームなどの大事なご指摘をいただきました。

それでは、樋口委員、先ほど入院のお話もされていましたがお願いします。

樋口委員： 精神科病院には、いろいろな症状の人がいて、患者同士影響を受けやすいということがあります。例えば、落ち込んでいる人の話を聞いていたら、自分まで落ち込んできたり、気持ちが高い人の周りで騒ぎが起きてしまうことがあります。また、デメリットとして精神科の病院には限らないかもしれませんが、自由に食事したり入浴した

り外出したりすることが制限させることがあり、大変不自由な思いをします。逆にメリットとしては、医師や看護師に見守られているということで安心感を感じている人もいると思います。入院生活と地域に出てからの生活に、非常にギャップがあると思います。それらのことを考えると、ミドルステイ等を進めて地域に出てみたら満足に暮らせたというのが理想だと思えますけれども、いろいろ考えてみると本人が納得して地域にでてでも良いですし、だからと言って無理やり地域に出て何か苦しい思いをしたりするのもあり得ることなので病院で暮らしても良いという、優しい目で見てもらえると良いと思います。地域で障害者が暮らせる優しい国分寺市になったら良いと思います。本人の納得のいく暮らし、受入れてもらえることが一番安定に繋がりますので、その点の考慮をよろしくお願いしたいと思えます。

石渡会長： 樋口委員、ご本人が安心して暮らせる、また病院生活の安定性の部分も踏まえながらの大事なご指摘、ありがとうございました。

それでは、法律家のお立場で石井委員、地域移行と関連して事件なども起こっていますが、事例等もご存じでしたらお願いします。

石井委員： 精神科入院からの地域移行に関して、精神保健福祉法が令和5年に改正されまして、国としても地域移行を大変強気に促進しようという姿勢になっています。どのように地域移行させるかと言いますと、そもそも論ですが、措置入院や医療保護入院をさせる病院、その施設の管理者として、まず、精神保健福祉士等の資格を有する方の中から、退院後の生活環境相談員を選任して、患者や家族からの相談を、その相談員に感じさせなければいけないということが、努力ではなく法的な義務として定められています。さらに、措置入院や医療保護入院されていた方、またその患者の家族から求めがあった場合には、退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、その人に対して地域援助事業者を紹介しなければならないと、これも法律上の義務になっています。その他にも、必要な措置を講じなければいけないということで、非常に病院側に地域移行に関して最初から整備をしておいてくださいと法律が改正されて決まりました。これに基づいて、国分寺市ではありませんが、多摩地域の別の市に設置されている精神科病院に措置入院されていた患者と家族から地域移行したいので、地域援助事業者を紹介してくださいと話したところ応じてもらえず、紹介してもらえない。これはおかしいと弁護士に相談がきたことがあります。その場合、どのように進めれば良いかと言いますと、精神保健福祉法に基づいて、都道府県には附属機関として精神医療審査会が設けられています。その精神医療審査会が何をするかと言いますと、精神障害のある方の人権に配慮しながら、適切な医療や保護を確保して、その処遇に関して専門的、独立的に審査を行うと聞いています。非常に素晴らしい機関があります。当然、法律上の義務として地域援助事業者を紹介しなければならず、それを行ってくれないのであれば、精神医療審査会が当然勧告してくれ、改善されると皆が期待していました。ですが、この精神医療審査会がどのように法律を読めばそう思えるのかわからないのですが、それは医師の裁量であり、紹介する必要がないと。医師が判断すれば紹介しなくて良いではないかということで、請求が棄却されてしまう。こんな話はないのではないかと思います、今のところそれが現実です。法律は、きちんと整備されたにも関わらず、その解釈または運用が間違っていて、実が上がっていないというのが、実際のところで非常に残念です。このようなことが続いていると、結局第2の滝山病院事件がまた起きてしまうの

ではないかと非常に懸念しています。

石渡会長： 石井委員、丁寧な法改正のご説明などありがとうございました。私は、日弁連が精神保健福祉法の廃止というのでロードマップを作っている部分に、個人的に関心を持っていますが、本当に法律関係の方たちが非常に協力してくださっているのを頼もしく思っていますので、またよろしく願いいたします。

それでは、今いろいろ相談の話が前の会議の中でもありましたし、地域移行という部分で基幹相談支援センターの役割が非常に大きくなると思いますので、尾田委員からコメントをお願いしてよろしいでしょうか。

尾田委員： 令和7年度の自立支援協議会テーマを話す前に、まず令和6年度の自立支援協議会のテーマとして「相談支援体制の充実・強化を図ること」がありました。こちらに関しては、先ほど話がありましたように、新規の計画希望の方を受入れる仕組みを作ったり、新たな事業所も今年度開所されています。また、新たに新年度から相談支援専門員を増員する予定の相談支援事業所があり、つくしんぼでも新規の受入れが再開されるということで、相談支援専門員を増員という意味では、先ほど土井副会長の話にもありましたが、少しずつ増えてきているところではあります。充実・強化という点を考えたときに、質の向上という部分があわせて目指していくべき部分であり、引き続き取り組んでいかなければいけない課題だと認識しています。その中で、令和7年度の自立支援協議会のテーマとして「地域移行」となっていますが、障害者支援施設からの地域移行に関しては、第7期の国分寺市障害福祉計画に目標として掲げられています。国の基本指針においても求められているものなので、非常に今現在必要なテーマではないかと捉えています。障害者支援施設からの移行に関しても、精神科病院等からの地域移行に関しても、既に取組は開始されているものであり、今新たに課題としてあがってきたものではないと考えています。前回の自立支援協議会でも話しましたが、地域移行に関して施設入所者の移行に関するニーズ調査について先ほど事務局からの説明にもありましたように、令和7年度に開始される予定ということで、具体的な調査方法や質問項目など既に今年度より相談支援部会や相談支援事業所連絡会で意見交換がされています。これが具体的に令和7年度確定して、調査を開始していくことになっていくと思います。障害者支援施設に入所されている方々は、先ほど中山委員の話にありましたが、本人の障害特性だけではなく、家族の思いや地域の状況などがあり、施設入所されている方が多くいると思います。また、長く施設で生活してきた方、その中でも高齢になってから生活の変化を受け入れられるかどうか、施設での生活自体が安定している方が、どのようにこのことを考えるのかも考慮に入れて、丁寧に調査をしていく必要があると思います。その調査の方法に関しても十分に検討していくことは、必要ではないかと思えます。なかには、明確にご自身の意向や意思を表出することが難しい方もいると思いますので、その意味では意思決定支援の部分も絡めて考えていく必要があると思います。

また、精神科病院等からの退院や地域への移行促進に関して、先ほど石井委員の話にもありましたように法改正もありました。また、ここ数年精神保健福祉部会に紐づく地域移行等支援連絡会で取組を実施しています。退院意欲を促進する動画など退院支援意欲喚起のためのツールを作成したり、精神科病院に入院している地域移行の対象となる方の情報共有をしています。今年度は、国分寺市近隣の精神科病院との連携に関して強化を図っており、地域移行や退院促進に向けて合同での勉強会を実施しま

した。コロナにより中断していたピア活動も、再開に向けて協議を行っているところです。病院からの地域移行では、医療関係者の方々との連携が必ず必要になり、その部分では先ほどの石井委員の話も参考にしながら、連携を密にしていく必要があると改めて感じています。また、入院が長くなれば長くなるほど地域に戻ることに対して不安を抱える方が多くいると思いますので、具体的に地域に戻ったときにどのような生活ができるのかや、このような支援が受けられるという情報をさまざまな取組や勉強会、研修等を通して伝えていくことが必要だと感じます。その取組をすることで、樋口委員の言われていた本人の納得という点を受けて、地域に移行していける取組が今、求められていると感じています。

また、先ほど事務局から国分寺市の新規事業で特定相談・一般相談連携機能強化支援事業を開始されるということで、この部分に関しては相談支援専門員がこれまで一生懸命やってきたことに対して報酬が払われることで、地域移行に関する支援にとって大きな追い風になると思っています。一方で、受け入れる側の地域の体制整備も大きな課題があると思います。受け入れる側として、どのような体制が必要なのか、どのような支援があれば地域でその方を支えていけるのか。居住支援も必要ですし、通所先や働く場も必要になります。そのマッチングの体制をどのように構築していくのか。先ほど中山委員の話にもありましたが、重度の障害の方が利用できるグループホームがまだ足りていないことや、体験の機会をどのように作っていくのか、短期入所事業自体もまだ量が多いとは決して言えない状況もあると思います。併せてそのあたりに関して検討していく必要があると思います。また、地域で受け入れるにあたり、住民の皆さまにいかに関わりを理解していただくかと言った部分での普及啓発も必要になってくると思います。

これらの課題に関して、具体的に検討して解決していくためには、相談支援や精神保健の範囲だけでの議論では難しいと思います。この地域移行を国分寺市全体の地域課題として捉え、障害の種別や分野を超えて、さまざまなネットワークや連携を活用して広く議論をしていくことが重要ではないかと思っています。そして、その取組を通して意思決定支援や相談支援体制の充実・強化という部分にも、改めて繋げていくことも必要だと思います。このようなことで令和7年度の自立支援協議会のテーマとして地域移行が相応しいと考えています。

石渡会長： 尾田委員、ありがとうございました。地域移行を進めるにあたっての課題や今後の国分寺市の在り方、方向性に関して整理してお話をいただきました。今までの議論の中で確認しておきたいこと等あるいは補足意見などありますか。佐々木委員どうぞ。

佐々木委員： 私もこのテーマは、とても画期的で素晴らしいと思っています。尾田委員の意見のとおりで重度の人のグループホームや地域で重度の障害の人たちがいるという啓発をしていくことも併せて考えていくことは、全くそのとおりだと思い聞いていました。この協議会の場でもかつて話させていただいたことがあるのですが、このテーマの障害者支援施設や精神科病院等という部分の等は、どこに係っているのかと思いました。障害者支援施設は、昔でいう入所施設のことです。知的障害者の入所施設や身体障害者の療護施設を指すのが、この障害者支援施設ということになっています。昔は、全部入所施設でしたが、今は生活をして暮らす場と、日中はどこか別の場所に同じ敷地内にあったりするのですが、生活介護事業という通所の施設を作り、そこに障

害者の方は通う仕組みになっています。要するに、障害者の方が全部丸抱えで施設に閉じこもりきりにならないように、日中行く場所と生活する場をわけることにずいぶん前からなっています。このような場をあわせて障害者支援施設と言うのですが、要は入所施設です。以前この場で私が言ったことは、障害者支援施設は、今実態として、国の方針で地域に行きなさいとなっているので、よほど障害の重い方でないと入所させませんとなっています。支援区分6以下の方で地域移行できる方は、段々と移行させなさいと支援施設も方針としてどこも持っています。実態として、障害の重い人しか入れないとなっています。そこで、私どもの身体障害者、医師、身体障害者協会の会員の方でもこれまでに3名の方が地域で暮らすのが難しく、介護保険施設いわゆる有料老人ホームに入っています。私たちが把握している方たちの中では、知的障害があるお子さんと高齢の母親が2人一緒に同じ施設に入る方もいます。私どもの施設に通っている方で、母親と息子が一緒に同じ高齢者施設でショートステイを利用している方もいます。介護保険の制度を利用しています。このような方は、障害支援区分の6はないけれど、地域では暮らせない方が実態として介護保険の有料老人ホームに入っている状態があります。有料老人ホームは制度上くくりとしては、地域の中に住んでいることとなります。皆さま、町を歩くと多くの老人ホームが今できているのが目につくと思います。テレビでも放送していますけど、お金さえ出せば入れる施設で、今生活保護でも入れるところも非常に増えています。そのようなところに入っている方がいて、制度上は居宅と言い地域で生活をしているとなっていますが、実態はまるっきり入所施設です。利用者も施設と言われます。地域だと思っているのは誰もいなくて、国分寺市から離れて立川市や青梅市、八王子市や東大和市の施設に入るという方も多くいて、障害者支援施設と固定しないで、手帳をお持ちで有料老人ホームに住まいを移されている方も調査の対象にさせていただきたいということと、成果目標の施設入所者で地域へ移行した方をカウントするときに、今までの流れだと障害者支援施設から地域のグループホームに入った方をカウントする仕方だったと思いますが、この部分を有料老人ホームなどに入っている方も含めて、国分寺市に戻ってきた方を成果目標の中に加えていただくと、実際問題区分6で青森や秋田、千葉などの入所者を国分寺市に戻すのは、皆さんも高齢化しているので難しいと思います。それよりも若い65歳以下の方で、介護保険の老人ホームに入っている方も含めての目標にさせていただくと嬉しいと思います。

石渡会長： 大事な指摘ありがとうございました。また、親子で施設に入っているお話もあり8050問題は、国分寺市の基幹は前向きに取り上げていたと思いますが、親子の関係性の部分もどのように大事にするかというのは、地域移行で1つ考えなくてはいけないことだと改めて思いました。ありがとうございます。

それでは、今日の議題の来年度の協議会のテーマですが、「障害者支援施設や精神科病院等からの地域生活への移行の促進を図る」でよろしいでしょうか。ありがとうございました。これをテーマにするにあたり事務局などでもいろいろ説明者の方々に關して情報を集めてくださっていますので是非少しずつでも進めていけたらと思しました。

それでは、議題の4番目に移ります。各専門部会の今年度の取組状況に関して、各部長からのご報告をまずお願いしたいと思います。相談支援部会の伊佐部会長、お願いいたします。

伊佐委員： 令和6年度の活動報告をさせていただきます。資料6 専門部会活動報告書の1ページ、2ページをご覧ください。

今年度の主な取組内容の計画として、相談支援体制の課題への取組の件と他分野との連携強化に向けての取組の検討、災害対策に関する取組の活用の3点を年度当初あげています。これらを中心に、5月、9月、2月の全3回の部会で検討してきました。第1回から第3回までの活動内容にある共通の報告事項として、毎回1から5までの現状報告を行い、進捗の状況確認に努めてきました。一番時間をかけて協議してきたのは、本日の議題で皆さまの意見交換にも何度も取り上げていますが、昨年度の自立支援協議会の中でも委員の方から意見をいただいた2点になります。

1点目は、意思決定支援に関して、2点目は、都外施設を含む施設入所者の地域移行に関してです。1点目は、相談支援の質に求めることとして、委員の方からあげられた意見で、本人の希望が叶うようにいろいろな選択肢が示され、相談しながら計画が立てられていくことが1番の核になるというのを受けての事項です。この意見に限らず、今年度の報酬改定でも意思決定支援が明確に打ち出されていますので、部会でも意思決定支援に関しての話し合いを行いました。相談とは、計画相談にとどまらず、各々の支援現場でさまざまな工夫をしながら日々取り組んでいますので、その取組の事例を共有することに始まり、支援のポイントを確認しながら相談支援部会として取り組めることを検討してきました。意思決定支援と一言にいても非常に範囲が広く、事業所や支援内容によりアプローチの仕方は違うので、このやり方が良いという回答がはっきりできるものではありません。各々の事業所での事例や実際の取組を知るとともに、支援の根本となる権利擁護などの基本的なスタンスを共有していくことが重要との意見があがりました。話を重ねても結論がでない課題とはわかった上で、国分寺市の相談支援事業所や実際にサービスを提供する事業所が同じスタンスで関わっていける機会となる研修等を企画して、意思決定支援の取組を継続していく予定です。

2点目に関しても、同じく昨年度の自立支援協議会で意見がありました。都外施設を含む施設入所者の地域移行に関してです。この件に関しては、市障害福祉課が具体的なニーズ把握を行うための調査を行う予定で、その調査方法や内容に関して部会や相談支援事業所連絡会でも意見交換を行ってきました。調査を実施するにあたり、留意すべき課題があげられましたが、その1つとして、本人の意思の確認の難しさがあります。例えば、現在安定した環境で暮らしていて、変化を好まないためにここに居たいと答えた場合、それがイコール地域移行の意思がないと判断できるかといえばそうではないでしょう。また戻りたいと答えたと言っても、以前自分が暮らしていた家に戻るつもりでの発言であれば、思い描いていた環境とは違うので、あとからもとに戻りたい施設に戻りたいと考える可能性もあるかもしれません。つまり、表現された言葉がそのまま本人の意思とは限らないというリスクを理解した上で、どのように本人の意思確認を行うかが重要なポイントになると思います。また、それ以外の課題として、家族が入所を選択された背景を理解しておくこと。地域移行が可能かどうか判断するには、地域の受入れ体制の現状を知るための情報提供や体験の機会が必要であるなどのさまざまな意見がありました。これらの意見をもとに、市障害福祉課が調査方法や質問項目をさらに検討し、具体的にまとめたものに関して引き続き意見交換を行う予定です。なお、重要な課題である地域の支援体制の整備に関しては、相談支援部

会で担える課題ではないので、実際にサービスを提供する事業所が課題を共有し、検討していける場が必要であることを付け加えたいと思います。

年間計画の最後にあげました防災対策の取組の活用に関しては、昨年度作成された防災情報まとめサイトを活用できるよう再度周知しています。

また、障害児通所事業所連絡会では、災害防犯対策の取組の1つとして、災害協定に関して市障害福祉課から説明いただいて、各事業の現状や取組に関しての情報共有を行っています。災害協定に関しては、これから具体的な検討がされていくと思いますので、それらの情報のアップデートや各事業のBCP、事業継続計画の取組なども共有していきたいと考えています。

次に、基幹相談支援センターが中心となり、毎月定例で開催されている相談支援事業所連絡会に関しては、今年度は事例検討や研修、合同勉強会などを積極的に行い、相談支援専門員のスキルアップに取り組んでいます。相談支援部会としても、相談支援専門員から発信されるさまざまな課題に関して検討し、自立支援協議会にも地域課題としてあげて、相談支援体制の整備に取り組んでいきたいと思います。以上、相談支援部会の報告とさせていただきます。

石渡会長： ありがとうございます。相談支援部会としていろいろな取組をされていることがよくわかりました。来年度の協議会のテーマである意思決定支援などに関してもさまざまな検討の背景をお聞きしました。

次に、鈴木委員に地域活動支援センターの立場で意思決定支援に関して等のご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木委員： 地域活動支援センター虹では、日中活動として作業的なことをしたり、創作活動的なことをしています。意思決定支援という言葉は、とても大きなことのように思えるのですが、実際には、細かく小さな意思決定支援は皆さんされていると感じます。当センターに通ってこられている方は知的障害をお持ちの方が多くいますが、精神的に障害をお持ちの方もいらっしゃいます。その中で、選択をするという部分は常日頃あり、そこに意思決定は必ずつくと思います。意思決定するという習慣を障害が重い方等は、意識していくことがなかなか難しく、また、意思表示が難しい方もいるだろうと思いつつ、日々どちらが良いかと選択をするところの支援からすでに意思決定支援はあるのだと常々感じています。今、非常に多くの方が利用されていて常時10名程の方が利用されています。午前中の方もいれば、朝来てすぐに帰られる方もいて、自由に活動できる場を提供して生活の1つの張りとなる部分とステップアップとして、次の自分を見つけるための1つの場という位置付けで来られる方もいます。その中で、例えば就労継続支援B型に進んでいける方もいれば、生活介護に行く方もいます。利用者が選択肢を見つけていく場として、彼らが持っている能力や力のある程度把握し、利用者自身が行き先を決める時に、サポーター兼支援者として何を伝えられるか、どのような力があるから、どのような方法が良いかという選択するなかの材料になれば良いという点も踏まえながら支援をしています。

もう一つ相談支援も一緒に行っているなかで、そこでの苦労話を少々させていただくと、本人をもちろんサポートしていくというのが主ですが、家族への配慮をしていかなければいけないと非常に感じています。と言うのも、生活環境が非常に大きく、育ってきた環境が意思決定に影響があると思います。両親の行く道を素直に行く方もいれば、そうではない方もいます。簡単に言えば、自分たちが選択するのに、両親の

顔色を見ながらする方もいます。本人がもちろん納得できる形を取り、家族も心から応援できるようにしていかなければならない点で、意思決定支援も含めて少し苦労している部分があると思います。意思決定支援は、小さなことからあるという点で、生活の中から習慣づけていくことが普通だと感じつつ、こちらとしては聞くという姿勢から、彼らの意見を導き出す姿勢を崩さないように気を付けて行っています。また、計画相談や他の地域の方との連携は非常に大事であり、常日頃偏った見方にならないようにしなければならぬとつくづく感じています。

石渡会長： 日々の生活の中で、その方の思いを尊重する点が大事であり、かつ、家族の立場も踏まえてとなると大変な役割になっている部分を改めて感じました。

それでは次に、東京都立武蔵台学園の山本委員に学校で特に進路における意思決定支援に関してお聞きできたらと思いますので、よろしく願いいたします。

山本委員： 私も意思決定に関しては、とても難しいといつも考えていますが、進路先決定に向けては、在学中に就労先をいくつか見学や体験をさせていただくことで、次はどのようなことをしたいかやどのようなところに行きたいか、進路先をどうするかを自分で選んでいけるようにすることを目指しています。重度の方の意思決定や選択に関しても進路先の体験中に写真や動画を撮らせていただき、後々自分が振り返るための材料として行っています。自分で選ぶことや考えることは、進路先決定だけではなく、主体的に生きるために必要なものだと思うので、小学部の段階からいろいろな場面で機会を設定していけるように考えています。

先ほど鈴木委員の話にもありましたが、保護者の思いの部分で学校でも保護者の思いが児童生徒の意思決定に影響があることを私も非常に感じる点で気を付けていますが、学校でも自分で選ぶ機会を考えるうえで気を付けているのは、学校の中で教員が先回りの支援をすることで、児童生徒の選ぶ機会や考えを表出する機会を奪わないようにすることだと考えています。

石渡会長： 山本委員、ありがとうございました。学校の進路に関してですと実習や見学等を踏まえてということで、最後にお話があった教員が先回りして決めない部分は、福祉も同じだと思いました。ありがとうございます。

それでは、今意思決定支援などのお話をいただきましたが改めて伊佐部会長から整理をお願いしてよろしいでしょうか。

伊佐委員： 委員の皆さまありがとうございます。相談支援部会でもさまざまな分野の方、高齢者等いろいろな方がいるなかで、本人の選択肢をいかに出していくかということと、言葉通りではないという点に皆さん気を付けています。また、私たち相談支援の方がひとつ間違えると人権侵害を犯す可能性があり、先ほど山本委員の話にあった先回りをする事で選ぶ機会を逸してないかと、これは相談する場面では、どの場面も同様だと思っています。これに気を付けていくということを我々関わる者が理解していくことは重要だと思っています。さまざまな分野で工夫していますが、例えば高齢者の場面では、意思を確認する時に同じことをいろいろな人が聞く、人を代える。そして場を変えることをやっています。自分だけに言ってくれるのではなく、いろいろな人が聞いた時に、同じ答えをしているか違う答えをした場合、その方は何を持ってその発言をしているか検証していることを言われたので、このような工夫をされていることは非常に大切だと思います。もう一つは、家族の意志に関してですが、先ほど少し触れましたが家族が入所を選択された背景を理解しておくことがとても大切だと部会

中でも言われていますが、その歴史と言いますか家族の歴史の中でいずれ自分が離れた時に、終の棲家になるという場所を探して、その施設に寄付をしたり、入所するために尽力してやっと決めた場所で、これで一生安心できると思っているところに、地域に戻るとはどのようなことだと感じる方もいるという背景を理解しておかないと大変失礼な調査になるのではないかという意見もありましたので、家族がどのような背景で、その選択をサポートしたかということも含めて理解することが大切という話がでてきます。また、樋口委員から話がありました、地域に行っても良い、地域に居ても良いという選択肢が大切だと思っています。地域移行ありきと支援者が決めつけてしまい、居ても良いという選択肢が侵害されてしまうとしたら、確かに本人の意思が反映されていないこととなります。それを受けて、決定できない不安があるなら、まずは不安を解消するための丁寧な関わりをしていかなければ、無理やり地域移行が進んでしまう危険性も感じておかなければいけないという意見もありました。意思決定は正解がないですが、いろいろな場面や実際の事例を聞くことで、私たちが気を付けていくポイントが多くあることをまずは知っていくことが、相談支援部会でも話されていますので、来年度の活動にいかしていきたいと思えます。ありがとうございました。

石渡会長： 伊佐部会長、ありがとうございました。細やかな細部にまで行き渡った配慮をしながら意思決定支援を考えてくださっていると改めて思いました。ありがとうございました。

それでは次に、就労支援部会に関してのご報告をお願いいたします。

池田委員： 資料6の3～4ページをご覧ください。令和6年度の就労支援部会の年間活動報告をさせていただきます。

まず1点目、障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化（週10～20時間未満の特定短時間雇用など）についての情報共有および意見交換になります。障害者の法定雇用率が令和6年の4月から0.2%引き上げられ、労働時間が週10時間から20時間未満であっても、重度身体障害の方、重度知的障害の方、精神障害の方に関して、0.5カウントとこれまで算定されてこなかった方が障害者雇用の人数としてカウントされるようになりました。この変更により、週20時間未満の求人が増えるのではないかと期待をされている方が多くいます。その現状について、立川公共職業安定所の方より現状を説明してもらいました。今後も一般就労に向けての現況を確認しながら各所と連携していければと思います。

また、一般企業などに就職している方が、就労系の障害福祉サービス事業所を併用して利用できることが法律上正式に位置づけられたことを前回の自立支援協議会の中でも説明したと思います。その点に関して意見交換を進めています。例えば、一般企業には短時間雇用で週2日勤務して、障害福祉事業所には週3日通所することが可能になった部分で、こちらに関しても非常に期待度が高まっています。本人や家族からとても前向きな意見を承っています。併用することで、慣れ親しんだ障害福祉事業所に通い職員のサポートを受けながら、企業で就職することができ、徐々に勤務日数や時間数を増やしていくという安心感を持ちながら働き続けていける効果や可能性が考えられています。ただ、全ての方に条件が当てはまらない点は、気をつけなければいけないところです。企業の方が、障害福祉事業所に通所して良いと認めていること、行政でも併用して使うことが利用者にとって有効であると認めてもらえることなどの

条件があります。ただ、今後併用することで企業に就職できる方が多く出てくるのであれば、市としても積極的に活用していきたいという意見を聞いていますので、今後も必要な方が必要なサービスを受けられる、相談する側が相談しやすくなるように、制度が変わったことの周知をお願いしたいという意見があがっています。

2点目は、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク20周年記念イベントの企画に関してです。開催に向けて、内容や会場の周知方法等に関して意見交換を行いました。今月16日の日曜日開催いたしました。あいにく雨の開催となり、武蔵国分寺跡で開催して、私も行きましたが雨と風が強くて、天気だけは読めないところで今回は残念だったと思います。ただ、焼きそばや豚汁、ホットドックなどの模擬店や焼き菓子などの自主製品等の販売を行っており、お仕事ネットワークらしさが出ている会だったと思います。

3点目は、障害者就労施設の販売機会の拡充に関してです。お仕事ネットワークでは、国分寺駅にある国分寺マルイ、セレオ国分寺、ミーツ国分寺の3つの商業施設の協力を得て、各々年1回ずつ合計3回の販売会を行っています。今後、宣伝や広報が弱いという課題があるので、商工会への周知の協力なども、就労支援部会に商工会の委員の方がいるので協力して進めていければと思っています。新庁舎での販売会に関しても、実施方法、販売商品などに関して具体的に検討していくことになっています。

4点目は、就労支援に関する地域の課題の掘り起こしと各課題解決のために必要な取組に関しての協議として行っています。お仕事ネットワークや就労支援事業所連絡会、就労支援部会の1つの会として、いろいろと定期的に検討させていただいて取組を行っています。簡単ではありますが以上で就労支援部会の説明とさせていただきます。

石渡会長： いろいろな試みをされていて、お天気が悪かったのは残念でした。いろいろ取り組んでくださっていますが、今の就労支援部会の報告なども関連してハローワークの立場から菊池委員に法改正がどのような影響をもたらしているかという点に関してご報告いただけたらと思います。お願いいたします。

菊池委員： 令和6年度の障害者雇用関係に関しては、大きな変更点が2点ありました。1つ目が、先ほどの話にもありましたが、法定雇用率の改定です。2つ目が、特定短時間労働者の雇用率への参入になります。

まず、法定雇用率の改定に関しては、民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられました。この影響もあり、令和6年度の障害者雇用状況の集計では、雇用障害者数それから企業の実雇用率ともに過去最高となっています。それから、先ほど池田委員より少し説明していただいた特定短時間労働者の雇用率の参入に関してです。これまでは、対象外でした。週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者に関して一部の障害者の方になりますが、算定対象となりました。ハローワークとしては、企業への周知に特に力を入れて行っていて、求人受理の際、それから企業訪問あとはセミナーなどの場を通じて周知を行ってきました。雇用率へ参入できることは割と浸透してきた部分もあり、歓迎する企業は多いと感じています。実際に、求人提出まで繋がっているかという点では、まだ様子をご覧になっていると言うか、やはり20時間以上が良いと言う企業がまだ多い状況ではあります。新たな雇用機会のチャンスでもありますので、求人獲得へ繋がるよう今後も企業への周知を継続して

いきたいと思います。

令和7年度に関しても、雇用率算定における除外率の引き下げや就労支援サービスの1つとして、就労選択支援の実施開始が予定されています。来年度に関しても、障害者雇用を取り巻く状況は変化します。今後とも地域の皆さま、関連機関の皆さまと連携しながら、障害者雇用の促進に努めたいと考えています。引き続き協力を承りますよう、よろしくお願いいたします。

石渡会長： 菊池委員、ありがとうございました。確実に雇用者数や雇用率も上がっている点と短時間労働はまだ様子見というお話ですが、新たにスタートする就労選択支援への期待も大きいので、是非またよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど池田部会長からもご報告があった、お仕事ネットワーク20周年記念に関して佐々木委員のお立場から少しお話いただけますでしょうか。

佐々木委員： 私が所属している事業所もお仕事ネットワークに参加しているので、その立場で発言させていただきます。お仕事ネットワークの一番最初の経過は、記録が曖昧でわからないのですが、市内の社会福祉法人、私たちは一般社団法人として参加していますが、関連団体が連携して共同で受注をしていくことや、今、市役所の清掃、販売の場所も一事業として直接市と連絡を取るだけでなく、連携して市の協力も得て、市の広報も含め全部やっけていこうと活動しています。20周年ということでイベントがあり、先ほど報告がありましたが、大雨で大変でしたが引き続き21年目で頑張っているところです。お仕事ネットワークは、就労の連携だけではなく防災の話をしたり、施設の現場の話ができる場所がないなか、職員の交流の良い機会にもなっていて、活発に活動している大変良い会だと思っています。

今、取り組んでいることの1つとして、給湯器の解体の仕事を共同でやれないかや、販売会も少し市の庁舎の隣の広場でやれないかなど、いろいろなことも話し合っています。課題としてあることは、協働で何かする時の場所がないことです。市役所も新しくなり、協力してもらえないかということで、活動の場を広げることをイベントの時にも課題として皆で話し合いました。今後も、いろいろな活動を行い、この場で宣伝させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

石渡会長： ありがとうございました。お仕事ネットワークの実態が良く見えました。いろいろなことを検討してくださっていることがわかりました。

お2人のお話なども含めて、池田部会長お願いいたします。

池田委員： お2人ともご意見ありがとうございます。お仕事ネットワークが20年経ち今までの経過や取り組まれてきたことも、今佐々木委員の話を聞いて少しわかった部分もあり、私の勉強不足がわかった点もありますが、仕事だけではなく交流の場にもなっているという部分は、各々の事業所、法人の考えがあると思いますが、同じ悩みを抱えていたり、逆に違った視点で話を聞くことができたりする場にもなっていることを改めて感じさせていただきました。

また、障害者雇用の点に関しては、状況にさまざまな変更があることを感じるところです。雇用率のパーセンテージもどんどん変わっています。障害者就労選択支援という新しい事業も始まります。さまざまな情報を集めながら、自分自身も勉強しながら、他の事業所とも情報共有させていただいて連携を取りながら進めていきたいと改めて感じました。ありがとうございます。

石渡会長： いろいろな気づきがありました。ありがとうございました。

それでは次に、精神保健福祉部会に関して毛塚部会長からのご報告をお願いいたします。

毛塚委員： 資料の5ページと6ページになります。今年度の部会の主な取組は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての協議という、まちづくりに向けての仕組みをベースに1から5のことは実施しました。体験の機会・場であるミドルステイの確認や精神障害に関する普及啓発、またニーズ等を拾い当事者の活躍の場を拡充したり、地域移行等していくにあたり必要となる住まい、居住支援に関しての実態の把握を行ったり、退院支援に向けた精神科病院へのアプローチも行いました。活動内容のスケジュールは、ご覧の通りです。1点、スキルアップ研修と書いてありますが、ネットワーク研修Ⅰの間違いになりますので、修正をよろしく願います。このような地域移行に関する研修にも協力をさせていただきました。また、このページの病院訪問に関して、地域移行等支援連絡会以外にも病院の訪問も行いました。

6ページに成果や活動から見えてきたことなどをまとめてあります。1つ目の部分は、にも包括という点を謳っていますので、市民が住みやすく障害があっても住みやすいまちづくりにしていく仕組みに関して検討しました。

2つ目は、近隣の精神科病院と会合を重ねています。今回は、はらからの家福祉会の地域生活支援センタープラッツがコロナ前まで行っていたピアサポーター活動、当法人に習いLP活動の再開の話をしました。病院から要望をいただき、まずは研修からということで病院の院内研修を開催できました。これは非常に大きな成果の1つになったと思います。病院からも引き続き来年度もお願いしたいという話を聞いています。

3つ目の普及啓発に関して、今年度は武蔵野市にあるNPO法人ミューが武蔵野市の事業として行っている「市民心の健康支援授業」のインタビューを行いました。実際のプログラムを確認させていただき、かつその事業を始めるにあたり小中学校にもこの授業を行っていますが、その小中学校への働きかけに関して少し意見をいただきました。国分寺でも行っていきたいと思っているのが、昨今言われているインクルーシブ教育です。障害があっても分け隔てなくやっていくことで、大人への普及啓発もそうですが、若い世代の子が大人になったときの世代間の繋がりも考えて、幼少期の頃から伝えていくことを狙っていきたいと思います。改めて学校との繋がりが必要だと思っています。

4つ目に関しては、ミドルステイの利用状況です。今年度の利用はゼロという点で、改めて利用する施設側や支援者側にも周知をして、その対応をする。対応できる方の確認も必要だと思っています。

最後の居住支援に関して、こちらに書いてある通りですが、地域移行を進めるにあたり精神科病院からの退院、もしくは施設からの移行に関しても、住まいが大変大事になってきますので、引き続き住まいに関して市内で体制づくりができるように居住支援協議会などの役割が大事ではないかと思っています。このような提言は、これからも続けていきたいと思っています。その提言をすることで障害の関係のみならず、高齢者の方も住まいに関してとても悩んでいると市内の関係機関から聞きますので、地域の事業所が持っている悩みに関して市役所内でも横断的な共有をしていただけたらと思います。繰り返しになりますが、それが進めば来年度掲げる地域移行に関しても進んでいくと思っています。今後の活動予定などは記載してありますので、ご覧いた

だけたらと思います。

石渡会長： 毛塚部会長、ありがとうございました。先ほどから地域移行に関して話題になっていましたが、精神保健福祉部会では、このあたりをきっちり進めてくださっていたと感じます。また、ピアの方の活動が退院促進だけでなく、いろいろなところに広がっていると感じます。ありがとうございました。

それでは、精神の分野では啓発が大きな課題であることに関して、先ほども白木委員からご報告がありました。社会福祉協議会（以下、社協）が大きな課題として普及啓発に関わっていると思いますので、北邑委員から社協のお立場でお話だけた

北邑委員： 社協も普及啓発に力を入れています。課題として捉えています。今回、若い世代への普及啓発という点でお話すると、主にボランティア活動センター（以下、ボラセン）で毎年市内小中学校の校長会に参加させていただき、ボラセンが取り組んでいる福祉体験プログラムの紹介をしています。さまざまなメニューを提案しているパンフレットになっていますが、例年同じようなプログラムに偏りがちという点で、精神保健に関しても協力する方と説明に行く機会も作られていますが、今までは取り組んでいただける学校等はないという状況です。

今年度の取組は、東京経済大学のボランティアサークルのボランティア活動の促進として説明に伺ったり、早稲田実業学校の中学生に対してもアプローチをする機会を設けていますので、そのような機会を是非ボラセンと連携を図れればと思います。また、社協としては市内自治会または企業、団体、小グループなどリクエストに応じて出張で説明会や関心の高いテーマに関する講座等を開くことも考えていますので、そのような機会に是非連携を図れればと思っています。

石渡会長： ありがとうございました。社協でいろいろな取組をメインでやったださっています。また、よろしく願いいたします。

それでは、地域包括支援センターの立場から長畑委員に高齢者関連の普及啓発などに関して話をお聞きできればと思います。お願いいたします。

長畑委員： 高齢分野では、周知、普及啓発となると認知症関連の内容になると思いますが、皆さんもご承知のとおり令和6年1月1日に認知症基本法が施行され、メディア等でも扱われている状況がありつつ、普及啓発に関しては、これが追い風になっていると感じています。具体的には、認知症サポーター養成講座です。小学校、中学校からの依頼が、私の肌感覚ですが、ここ5年くらいで非常に増えてきています。学校サイドから授業の一環でやって欲しいという依頼もあり、過去には東京経済大学からも要請があり、何度か講義を行った経緯があります。認知症サポーター養成講座は、主に地域包括支援センターの職員が講師役や当日のスタッフを担っていますが、認知症キャラバンメイト、こちらにも研修が必要で、市民の方も増えてきて今、うちのエリアでも市民メイトの方、キャラバンメイトの方が講義をやったり、当日のスタッフになる形もあり、子どもや学生たちに直接アピールするというよりも、まずは市民の方や地域会議等で校長先生たちと会う機会もあり、地域包括支援センターも多少信頼を得ているのか、そのあたりのアピールが周知・啓発として若干成功しているのという部分もありつつ、認知症サポーター養成講座は、市内に地域包括センターが6か所ありますが、当センターだけでも今年度4回実施しています。正確な数は不明ですが、恐らく計20回程度は周知・啓発として行っていると思います。

石渡会長： ありがとうございます。小中学校から依頼があることや認知症サポーターの方の市民の教育のことも含めて、障害分野からすると羨ましいと感じました。

それでは、お2人の話なども含めて毛塚部会長まとめのお話をお願いできますか。

毛塚委員： 北邑委員、長畑委員ありがとうございました。社協がボラセンをとおして普及啓発をされている話をうかがわせていただいて、数年前にもボラセンの担当の方ともお話をさせていただいたのですが、福祉体験プログラムの特に精神保健福祉分野は、なかなか依頼がないと言う話を受けて、その内容を考えるにあたり今回文書では読みませんでしたが、記載のとおり来年度は研修パッケージを作ってみようと思います。要はイメージしやすいものをまず作り、かつ声を掛けられたらすぐに出動できる形で取り組めば普及ができるのではないかと考えていますので、引き続きボラセン並びに社協とも連携を取らせていただけたらと思います。

長畑さんの話していた内容は、1つこちらとして参考になる動きだと思いながら聞きました。認知症サポーターの養成講座という、法律をバックにしたものではありません。高年齢という自分もいずれなるというところから支えていく部分をイメージして、地域への養成や地域の方も興味を持って参加されていると思いますので、そのような流れが障害の分野にもできたら良いと思いながら聞きました。一方で、精神というのは、まだイメージしづらい部分があるので、知っている私たち支援者から積極的に地域へ投げかけをして、そこから興味を持った市民の方と一緒に1つ何かしていく。傾聴ボランティア等は私の事業所に限らず受けようとしているので、こちらが積極的に普及啓発していく点も大事だと思い聞いていました。

話がそれてしまいますが、このような普及啓発をしていかないと各部会の報告の前に話していた地域移行の部分で少し私が引っかけたことをお話します。強引に地域移行を進めるというのは、もちろん問題外でナンセンスだと思いますが、その中で本人が病院がいい、施設がいいと思っているのを自己決定だという勘違いを私たちがしてはいけないと改めて思いました。と言うのも、私たちが最後に施設に入ろうと思うのは、きちんと考えを持ち自分が生活しているなかで、周りの人が支援を受け入れられないとなれば家族に迷惑をかけないために施設とされていると思うので、逆に、制度やサービスがあれば、施設を選ぶ方は少ないと思います。もちろんその中でも施設が良いと思う方もいるかも知れませんが、今施設にいる方もしくは入院している方が自分はここでいいと言ってしまった時に、そうならないためにも、樋口委員や土井副会長が話されていたように安心して戻ってきてもらえるようにしていく。そこに目を向けると施設がいいと言った時点で、そうなんですと終わってしまう。そうすると来年度目指している地域移行自体が進まなくなってしまうので、施設がいい病院がいいと言った時点で、それを課題としてどうしたら安心安全な国分寺市にできるのかと捉え、それをまた自立支援協議会で皆さんと一緒に共有し議論ができれば良いと思っています。すみません、最後少し部会と離れてしまいましたが以上です。

石渡会長： 毛塚部会長、ありがとうございました。最後に言ってくださった点は、来年度に向けても大変大事な部分だと思いますし、ご本人の言葉に出てきたこととそれまでの歴史を踏まえ、その支援を協議会として考えていかななくてはならないと改めて思いました。

それでは、3番目の報告事項に入ります。すみません、残り時間が少なくなってきてしまい恐縮ですが、まずは第2次国分寺市総合ビジョンの策定及び国分寺市地域防

災計画の修正を事務局からお願いいたします。

事務局： 本日は、活発な議論をありがとうございました。報告事項の1点目、第2次国分寺市総合ビジョンの策定及び国分寺市地域防災計画の修正がありましたので、行政計画のお話で少し硬いのですが、2点ほど報告させていただきます。

まず1つ目、令和6年度に市では最上位計画にあたる本ビジョンを策定してきました。令和7年度から14年度までが計画期間になり、全体のコンセプトとしては「歴史をつなぎ未来をひらく個性がひかり輝くまち」を未来のまちの姿として位置づけています。障害福祉に関する都市像の部分では、「自分らしく生き生き暮らせるまち」と定めて、この自立支援協議会や今まで話に出ていた相談支援体制の充実・強化、また、障害者の就労支援と障害者差別解消の推進などを中心事業に位置付け、具体化するための施策を展開することと定めています。本協議会や部会も含め、活発な協議がこれらの推進への大きな力になりますので、次年度以降も引き続きお願いしたいのとご報告を1点させていただきます。

引き続きですが、地域防災計画の修正を令和6年12月に完了をしていますので情報提供いたします。この計画は、国の防災基本計画に基づいて、国分寺市の防災会議が策定した計画です。行政だけの計画ではなく、市民の皆さんや事業所の皆さんと協力して防災活動に取り組むための指針がまとめられているものです。今回の修正であった主なものは、皆さんご存知の市役所の新庁舎移転に伴う各種の見直しや、その他東京都の地域防災計画の見直しがあり、それを踏まえた修正や、他にも指針やガイドライン等が新たに出ていますので、このあたりを踏まえた修正の3点が今回の内容でした。市のホームページに確定したものが2月以降に掲載されていますので、是非お目通しいただけると良いと思います。今回の改定は、今申し上げた通りですが、一昨年の正月に発生した能登半島の地震をはじめとして、各地で生じている災害の状況というのは続いていますので、障害のある方をはじめとした要配慮者の避難や福祉避難所の在り方、事業所の皆さまとの協定の在り方をより現実的なものにしていく必要があるということで、検討を令和6年度あたりから継続して進めているところです。今後も引き続き、意見をうかがう機会が生じてくると思いますので、防災対策の件に関しても協力を賜われればと思います。

石渡会長： ありがとうございました。では、報告事項の2番目基幹相談支援センターの研修実績に関して尾田委員からお願いいたします。

尾田委員： 令和6年度基幹相談支援センターの研修等の実績に関して報告させていただきます。資料7をご覧ください。基幹相談支援センターの研修開催の目的は2点あります。1点目は、相談支援専門員のスキルアップ。2点目は、地域の支援ネットワークの構築となります。研修の種類は、ネットワーク研修を3回、支援者向け虐待防止研修を1回、新任研修を1回、ブラッシュアップ研修を2回、事例勉強会を2回以上というのが基本となっています。

ネットワーク研修は、テーマを地域移行、高齢分野との連携、障害児の3つとし、各々多職種他分野の皆さまと共に相談支援専門員が地域のネットワークをつくるための研修として実施しています。支援者向け虐待防止研修では、市内の全ての福祉分野、学校や教育分野の方々を対象として、オンラインと会場のハイブリッドで実施しています。1人でも多くの支援者の方が、虐待防止や身体拘束に関する研修を受講できるように工夫をしています。今年度は、強度行動障害の方への支援を通して虐待

に関して学び、200名を超える参加がありました。これまで実施してきたなかで、200名を超えるのは今回が初めてということで広く周知が図れてきているのと、各事業所の研修として活用していただけていると思います。新任研修に関しては、相談支援専門員になり3年未満の方向けの研修を1回実施しています。ブラッシュアップ研修は、相談支援専門員に対して知識や技術を向上させるための内容と地域の社会資源を学ぶ内容で4回実施しています。実施にあたり相談支援専門員の皆さまの意見も取り入れています。その中でも、今年度新たな取組として、9月に相談支援専門員でグループワークを実施しました。国分寺市内の相談支援事業所は、相談支援専門員が1人しかいない事業所が約半数を占めている状況があります。計画相談を実施するにあたり、これは相談支援専門員の仕事なのか、どこまでが相談支援専門員の仕事なのか、どこまでやって良いのかと迷ったり、悩んだりした時に周りに相談ができないという課題があり、事業所の枠を超えて意見交換をする機会を今回設定しました。参加した相談支援専門員からは、概ね好評をいただきました。次年度に関してもテーマや実施方法を検討して取り組みたいと考えています。最後に事例勉強会ですが、今年度は2回実施しています。今年度は、主任相談支援専門員にご協力いただき、野中式の事例検討に関して学びました。野中式は、ファシリテーション技術を使った事例勉強会で、参加する支援者が皆で「本人を寄って集って幸せにすること」を目的としています。1回目は体験ということで、外部より講師に来ていただき実施し、2回目は近隣の精神科病院と合同で、主任相談支援専門員を中心に実施しました。ネットワーク研修や支援者向け虐待防止研修に関しては、基幹相談支援センターのウェブサイトには報告書をアップしてあります。各事業所で研修を行う際の資料などにも活用できると思いますので、是非ご覧いただければと思います。簡単ではありますが、報告は以上となります。

石渡会長： ありがとうございました。基幹相談支援センターの研修は、タイムリーで充実しているといつも思います。

それでは、終了時間となってきていますが、すみません。ニュースレターの発行に関して事務局からお願いしてよろしいでしょうか。

事務局： ニュースレター16号を3月に発行いたしましたので報告させていただきます。表紙のページは、さつき共同作業所の紹介をさせていただいております。中面の特集は、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供している共生型サービスの事業所3カ所を紹介しています。後程ご一読いただければと思います。

石渡会長： ありがとうございます。共生型サービスを取り上げているのは国分寺ぐらいだと思いますので、よろしく願います。

それでは、4番目の情報提供で時間が限られているのですが、お願いいたします。まず最初に、新庁舎での窓口サービス向上に係る機器について、事務局から願います。

事務局： 新庁舎での窓口サービス向上に係る機器について紹介させていただきます。令和7年1月の庁舎移転に合わせてユニバーサルデザインの視点から施設の改善など行っていますが、窓口のサービスに関して新たなツールが導入されています。

1つ目が、アクリル板に字幕表記がされるシステムです。こちらは、音声を文字に表すことができる物で、新庁舎の1階と2階の2カ所に設置がされています。多言語での対応もできるものになります。

2つ目が、軟骨伝導イヤホン、申し訳ありません記載の道という字は導くという字が正しい字になります。誤植となります。すみませんが、訂正をお願いします。こちらは、耳にあてることで音が聞き取りやすくなる。難聴の方などが使いやすい物になっていまして、各部署の窓口に置いてあります。

もう1点が多言語等映像通訳サービスになります。こちらは、タブレットでアプリを起動させると手話通訳や外国語通訳の方とリモートで繋いで通訳を受けながら窓口の対応ができるものになります。このような機器があることを紹介しました。

石渡会長： ありがとうございます。それでは、次に地域活動支援センターつばさの市民福祉講座に関して、伊佐委員お願いいたします。

伊佐委員： 地域活動支援センターつばさでは市民福祉講座を年間3回開催しています。令和7年度第1回目を、発達障害啓発週間が4月2日から4日になりますが、こちらに合わせて発達障害に関する市民福祉講座を予定しています。4月5日午後2時から午後4時で、会場で参加が30名、後日こちらの内容をYouTubeで配信する予定です。両方とも申し込みが必要ですので、是非ご検討いただきお申し込みください。よろしくお願いいたします。

石渡会長： 急がせてしまい、すみません。もう少しお聞きになりたい方は、直接事務局や伊佐委員をお願いします。

それでは、5番目の事務連絡、次回開催日程に関してお願いします。

事務局： 次回は、令和7年7月1日火曜日9時半から12時、場所は本日より同じcocobunji プラザ リオンホールAを予定していますので、よろしくお願いいたします。また、令和7年度のスケジュールに関しては、資料9に記載してありますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

石渡会長： ありがとうございます。最後駆け足になり申し訳ないですが、今の委員の皆さまの任期は、令和7年6月30日までとなります。会議の場でお会いできるのは今日が最後ということで、次回からお会いできない委員の方もいらっしゃると思います。いつも貴重なご意見を多くいただき、ありがとうございました。引き続き委員を引き受けていただける方は4月以降もよろしくお願いいたします。

それでは、これで第3回の国分寺市障害者自立支援協議会は終了させていただきます。長い時間、貴重なご意見をありがとうございました。お疲れ様でした。